



上記で登録不可の場合であっても、実績のある機関と同等に適切に支援ができると見込まれる場合は、登録可能な場合があります。

例：上場企業、保険業を営む相互会社、独立行政法人、特殊法人・認可法人、日本の認可公益法人、法人税法別表第1の公共法人、前年分の法定調書合計表の源泉徴収額が1,500万円以上の団体・個人（これらの例に該当しない機関であっても、適切な支援ができるか個別に判断されます）

※1 「業務として中長期在留者の生活相談業務に従事」とは、いわゆるボランティアとして無償で行った生活相談や、職業紹介事業者が求人情報を紹介する行為のみでは該当しません。外国人に対する法律相談、労働相談、及び生活相談などの相談業務に従事した場合には該当します。